

重 要
4月1日から

令和7年2月14日

事 業 主
事 務 担 当 者 様

関西文紙情報産業健康保険組合

契約健診機関の利用にかかる

自己負担金お支払い方法の変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

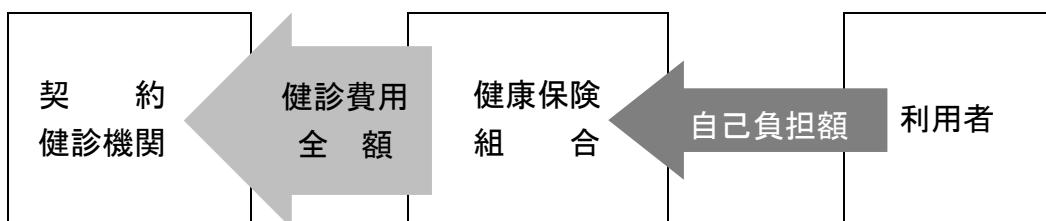
平素は、当健康保険組合の事業運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、これまで契約健診機関における健康診査等の費用は、健康保険組合が契約料金の全額を健診機関に支払い、自己負担金額は利用者（又は事業所）から健康保険組合に納付していただいておりました。

このたび、令和7年度（4月1日受診分）から、下記のとおり健康保険組合は補助金相当額のみを健診機関に支払い、**自己負担金額は利用者（又は事業所）が直接健診機関にお支払いただくことになりました**のでお知らせいたします。

記

変 更 前



変 更 後 令和7年4月受診から



関西文紙情報産業健康保険組合

2025.2